

広島市地域防災計画等の修正（案）

概要

（令和 6 年 3 月修正）

- 1 国の防災基本計画の修正に伴う修正…………… P 1
- 2 災害応急対策における新たな協定の締結等に伴う修正…………… P 1

1 国の防災基本計画の修正に伴う修正

災害ケースマネジメント（※右欄参照）による被災者支援について記載する。

(1) 概要

内閣府において、令和3年度から災害ケースマネジメントに関する先進的な取り組みを行う自治体の事例を集めた取組事例集の作成や公表、自治体の平常時の準備状況の調査など災害ケースマネジメントの取組の促進が行われてきた。

現在、本市では災害ケースマネジメントについて地域防災計画に規定していないものの、発災直後から被災者への個別訪問やワンストップ相談窓口の設置などアウトリーチによる状況把握、支援方針を検討する災害ケースマネジメントケース会議の開催など、被災者支援が円滑に行えるよう平常時から社会福祉協議会や日本福祉用具供給協会等の民間団体との協定締結により連携体制を構築するほか、支援の実施者となる本市の職員向けの研修等を行い、支援の実施体制を整備している。

(2) 修正内容（修正部分は朱書き・下線部分）

令和5年度の防災基本計画の修正により、「災害ケースマネジメント」が明文化されたため、所要の修正を行い、「災害ケースマネジメント」による被災者支援体制の整備により一層取り組む。

項 目	内 容
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 生活援護計画	第2 被災者に対する支援 本市は被災の状況に応じ、次表（「支援一覧表」省略）の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、支援策の一覧表の配布や被災者支援ナビ等による広報活動を通じて、被災者等に周知を図る。また、被災者台帳等を活用し、 <u>一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、きめ細やかな支援（災害ケースマネジメント）を継続的に実施する。</u>

【新旧対照表：別紙参照】

2 災害応急対策における新たな協定の締結に伴う修正

円滑な救援物資の輸送や応急給水等のため、次のとおり、新たな協定を締結したことを追加する。

協 定 名	団 体	内 容
災害時における救援物資輸送及び物資輸送拠点の運営に関する協定	ヤマト運輸株式会社	災害時における救援物資の輸送等
広島市水道局と日本郵便株式会社との災害時等における応急給水に関する協議書	日 本 郵 便 株 式 会 社	災害時等の応急給水場所の提供
広島市水道局と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの災害時等における応急給水に関する覚書	株 式 会 社 セ ブ ン - イ レ ブ ン ・ ジ ャ パ ン	災害時等の応急給水場所の提供
災害時における協力に関する協定書	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	災害時における遺体の収容及び安置に必要な機材、役務の提供並びに遺体搬送等

【新旧対照表：別紙参照】

※「災害ケースマネジメント」とは

市町村等が、被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題を個別の相談等により把握した上で、社会福祉協議会やNPO等の民間団体など支援機関と連携しながら、当該課題の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組をいう。

1 目的

- (1) 災害関連死の防止
- (2) 避難所以外へ避難している被災者への支援
- (3) 支援制度に関する情報が届いていない被災者に対する支援漏れの防止
- (4) 被災者の自立・生活再建の早期実現
- (5) 地域社会の活力維持への貢献

2 取組内容

(1) 平常時

市町村等の被災者支援の関係部局（以下「支援関係部局」という。）は、平常時から社会福祉協議会やNPO等の民間団体（以下「支援機関」という。）と連携体制を構築し、支援の実施者となる市町村職員、生活支援相談員やケアマネジャー等の福祉関係者等への研修や人材確保を行う。

(2) 発災時

ア アウトリーチ（個別訪問や相談等）による状況把握

在宅等を含めた被災者への個別訪問やワンストップ窓口の設置、相談対応などのアウトリーチにより、支援が必要な被災者の発見や被災者個々の課題の把握を行う。

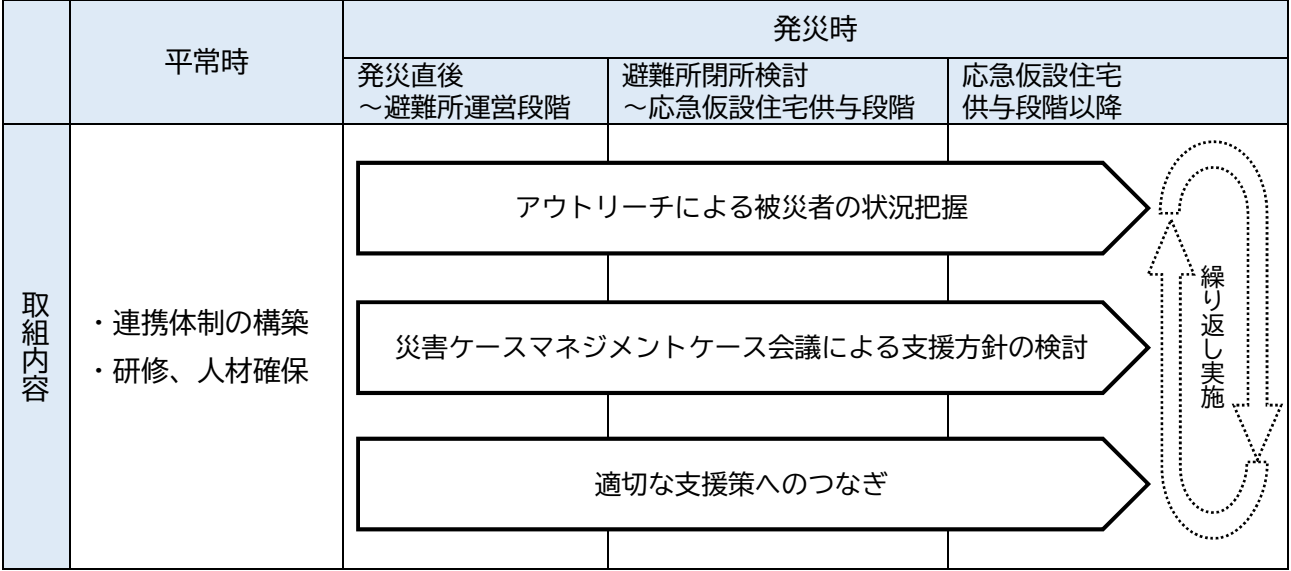
イ 災害ケースマネジメントケース会議による支援方針の検討

支援関係部局は、支援機関と連携して被災者個々の課題に応じた支援方針を検討する災害ケースマネジメントケース会議を実施する。

ウ 適切な支援策へのつなぎ

被災者の自立・生活再建に向けて、アウトリーチによる状況把握や災害ケースマネジメントケース会議による支援方針の検討を繰り返し実施し、適切な支援策に繋げる。

【災害ケースマネジメントのタイムライン】



1 国の防災基本計画の修正に伴う修正

災害ケースマネジメントによる被災者支援

修正前	修正後
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 生活援護計画 第1 (略) 第2 被災者に対する支援 本市は被災の状況に応じ、次表（「支援一覧表」省略）の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、支援策の一覧表の配布や被災者支援ナビ等による広報活動を通じて、被災者等に周知を図る。また、被災者台帳__を活用 <u>したきめ細やかな支援を行う。</u>	基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 生活援護計画 第1 (略) 第2 被災者に対する支援 本市は被災の状況に応じ、次表（「支援一覧表」省略）の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、支援策の一覧表の配布や被災者支援ナビ等による広報活動を通じて、被災者等に周知を図る。また、被災者台帳等を活用 <u>し、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、きめ細やかな支援（災害ケースマネジメント）を継続的に実施する。</u>

2 災害応急対策における新たな協定の締結に伴う修正

修 正 前				修 正 後					
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力 第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》 1～3 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) 国及び地方公共団体等 (略) (2) 民間団体				基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力 第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》 1～3 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) 国及び地方公共団体等 (略) (2) 民間団体					
所管局・課		協力内容	団体名	所管局・課		協力内容	団体名	資料番号	
危機管理室	(略)			危機管理室	(略)				
	災害予防課	災害救護資器材（ワンタッチパーテーション）の使用貸借	日本赤十字社広島県支部広島市地区本部		資料編参考危予-25	災害予防課	災害救護資器材（ワンタッチパーテーション）の使用貸借	日本赤十字社広島県支部広島市地区本部	資料編参考危予-25
		災害時における救援物資の輸送等	福山通運株式会社		資料編参考危予-26		災害時における救援物資の輸送等	福山通運株式会社	資料編参考危予-26
		災害時における救援物資の輸送等	佐川急便株式会社		資料編参考危予-27		災害時における救援物資の輸送等	佐川急便株式会社	資料編参考危予-27
		(新規)					災害時における救援物資の輸送等	ヤマト運輸株式会社	資料編参考危予-28
(略)			(略)						
健康福祉局	環境衛生課	災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等	広島県トラック協会霊柩部会	資料編参考保環-1	健康福祉局	環境衛生課	災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等	広島県トラック協会霊柩部会	資料編参考保環-1
		(新規)					災害時における遺体の収容及び安置に必要な機材、役務の提供並びに遺体搬送等	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	資料編参考保環-2
(略)			(略)						
水道局	維持課	災害時における応急措置	広島市指定上下水道工業協同組合	資料編参考水維-2	水道局	維持課	災害時における応急措置	広島市指定上下水道工業協同組合	資料編参考水維-2
		(新規)					災害時等の応急給水場所の提供	日本郵便株式会社	資料編参考水維-3
		(新規)					災害時等の応急給水場所の提供	㈱セブン-イレブン・ジャパン	資料編参考水維-4

※ その他の関係する箇所についても、資料2のとおり修正する。